

令和3年5月14日

保護者様

岡山県立岡山一宮高等学校
校長 梅田和男

新型コロナウイルス感染症による臨時休業への備え等に係る諸連絡

平素から、本校の教育活動に関しまして、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、全国的に新規感染者数の増加が見られ、高い感染力の可能性がある変異株が本県でも流行し、いまだ収束の見通しは立っておりません。さらに5月13日以降は県内の感染状況がステージⅣに、県立学校の行動基準がレベル3に引き上げられました。つきましては、次のとおり臨時休業時の連絡体制やオンライン授業の実施、新型コロナウイルス感染症に係る諸連絡をまとめましたので、お子様と共にご確認ください。

記

1 連絡体制について

設定していただいているメール配信システム「楽メ」で学校から連絡します。

まだ、登録できていない方は、ご登録くださるようお願いいたします。なお、お子様には登録している「Classroom」(Google Workspace for Education)を利用して連絡します。

健康観察もこの「Classroom」を通じて毎日報告してください。なお、ご家庭でインターネットに接続できない、または ICT 機器を所有していない場合はご相談ください。

2 臨時休業時オンライン授業の実施について

臨時休業2日目までに、オンライン授業の時間割や動画の配信、課題の提示など具体的な内容を「Classroom」及び「楽メ」で連絡します。

3 登校日について

臨時休業が長期にわたる場合は、分散して登校するなど感染防止対策を講じた上で登校日を設け、学習状況の確認や指導等を行います。

4 出席停止等の扱いについて

(1) 「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安

- ① 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- ② 保健所から濃厚接触者に特定された場合
- ③ 発熱等の風邪症状が見られる場合
- ④ 同居の家族に発熱等の風邪の症状が見られる場合
(「地域の感染レベル」が2または3の場合のみ適用)

出席停止とする期間

- ①については、保健所等が指示する日まで
 - ②については、濃厚接触した日の翌日から起算して2週間（保健所から指示有り）
 - ③④については、症状がみられなくなるまで
- ##### (2) 新型コロナウイルス感染症に関し、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする目安

- ① 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が確認された場合
(ただし、4日以上となる場合は、全期間を出席停止として取り扱う。)
- ② 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者とは認められないが、感染者と接触があり保健所の健康観察の対象となった場合等
- ③ 医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等がある児童生徒等で、主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合
- ④ 上記の他、新型コロナウイルス感染症に関し、各児童生徒等を取り巻く状況等により、保護者の申し出を受け、やむを得ず、特定の児童生徒等の登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合においては、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすることができる。

5 お子様がPCR検査を受けることが決まった（受けた）場合等の対応について

- 至急学校へ連絡してください。担任が不在の場合は、本校の教職員にお伝えください。
(学校電話番号：086-284-2241)
- PCR検査の結果が出たら、「陰性」「陽性」いずれの場合も結果について速やかに学校にご連絡ください。
- お子様が「濃厚接触者」に認定された場合も、学校に連絡してください。